

岐阜県成年後見制度利用促進協議会（第1回） 議事概要

日 時	令和7年6月19日（木）9：30～11：30
場 所	OKB ふれあい会館 402小会議室
出席委員(10名)	兼松委員（座長）、小島委員、佐藤委員、澤田委員、野村委員、堀委員、柳原委員、山下委員、山田貞夫委員、山田隆司委員
事務局	関谷健康福祉部次長（福祉担当） 地域福祉課 梅村課長、井奈波係長、新城主事 高齢福祉課 施設整備係 広瀬係長 障害福祉課 地域生活支援係 野崎係長
オブザーバー	岐阜家庭裁判所 齋藤次席書記官、金子主任書記官

議題：成年後見制度利用促進に向けた取組方針について

事務局	（資料に基づき、県内市町村の取組状況について説明）
委 員	市民後見人養成研修に関して補足する。各務原市では令和2年度に市民後見人養成講座を開催し、受講者は19名、修了者は16名であった。そのうち、実際に候補者名簿に登録された者は11名であり、令和7年度現在では登録者は10名となっている。
事務局	（資料に基づき、県の取組方針について説明）
委 員	市民後見人については、市町村が自ら学び、協議会等で議論を重ねたうえで、どのような市民後見人の体制を整備するかを決めていくべきである。県が先にモデルを示してしまうと、それに依存してしまい、主体的な検討が行われなくなるのではないかと懸念している。
委 員	我々が推進すべきは成年後見制度ではなく、権利擁護の推進であると考え。その観点からすれば、成年後見制度だけでなく日常生活自立支援事業をより活用していく形が望ましい。この活用が進めば、成年後見制度の利用へも自然につながっていく。
委 員	私たちが市民後見人を誕生させる際にも、何度も議論を重ねてきた。市町村において、市民後見人をどのように養成していくかという基本的な考え方や体制の構築がなされなければ、取組を進めることは難しい。 しかし、市民後見人の養成研修を各市町が独自に企画・実施するには相当の労力が必要であり、自治体ごとに規模や財政状況も異なる中で、県社協が一括して研修を実施していることは、市町村の負担を軽減するという意味で非常にありがたい。 今後は成年後見制度のみに頼るのではなく、日常生活自立支援事業をどのよう

	に充実させていくかという点も、非常に重要な課題である。
委員	市民後見人の養成については、必ずしも市民後見人として活動してもらうことだけが目的ではなく、法人後見や意思決定支援サポーターなど多様な形で現場に出ていただくことで、結果的にフォローアップにもなるのではないか。そういった意味でも、市町村が研修修了者を把握・管理していくことは重要である。
委員	小規模な自治体では、身近な人に財産状況などを知られてしまうことへの不安もあるため、むしろ隣の人が後見人になる方が適任な場合もある。そのため、「どこの市町村の名簿に登録するのか」についても、議論すべき課題である。研修修了者を自動的にその市町村の名簿に載せるのか、それとも申請や面接などを経て選任する形にするのか、各市町村が市民後見人をどのような体制で選任するのかについて、協議会の場でしっかり議論すべきである。
委員	令和4・5年度の修了者が実際にどう活動しているのか調査を行ったところ、修了者名簿を作成した事例は、1市町村にとどまっている。また、法人後見を実施している社協においては、このつながりを活かして養成研修修了者のフォローアップを行っているケースもある。 今後の議論で先のことが決まっていくことにより、多くの市町村が積極的に養成研修に関わっていただけるようになることを期待している。現行の10日間・50時間のカリキュラムのさらなる活用や、今後市町村が関わるようなコマを増やしていくべきかといったことについても検討していきたい。 日常生活自立支援事業の現状については、令和3年度時点では900名以上の利用者がいたが、現在は884名に減少している。新規利用者の掘り起こしがうまくいっていない可能性も考えられるため、今年度は、新たな利用希望者の掘り起こしに向けた取組を重点的に進めていく予定である。
委員	実際に市民後見人として機能している事例はどの程度存在するのか。また、どういったケースでうまく対応できているのか。
委員	これまで実際に選任されたケースは2件あり、そのうち1件は既に本人が亡くなられたため、現在も活動しているのは1件のみである。かつては岐阜県に市民後見人が一人もおらず、各務原市では何としても誕生させようと議論を重ねてきた。「どのような事案が市民後見人に適しているのか」「どのような基準が必要か」「要綱はどう定めるべきか」「候補者名簿への登録はどうするか」など、幅広く議論したうえで、ようやく誕生に至った。
委員	2名の市民後見人のうち、1件は法人後見からの引継ぎで、社協が監督人に選任された事例である。もう1件は複数後見体制のもとで、法律職の専門家が財産管理を、社協が身上監護を担っていたが、後者を市民後見人へと移行した。市民後見人を誕生させるまでには、検討委員会においてカリキュラムや養成後のフォ

	<p>ロー体制、候補者名簿の作成方法、受任の要件、報酬、保険、バックアップ体制などについて議論を重ねてきた。</p> <p>また、養成研修やフォローアップ研修中に受講者の人となりが見えてくる点も重要である。研修を通じて信頼関係が生まれ、実際に「この人をお願いしたい」と判断しやすくなる。</p>
委員	<p>行政の立場からすると、「市町村が必要を感じていない」という課題は、実際に非常によく見られる。小規模自治体では、地域のコミュニティが密であるため、特段問題が起きていなければ必要性を感じないということもあるが、そうした市町村を動かすためには、県が推薦基準や要綱案のひな型を示すといったアプローチは有効である。</p> <p>また、養成研修受講者の推薦基準を作成することについて、市民後見人は本来、専門職が担ってきた業務の一部を補うものであるため、研修を受けただけで名簿に登載し、市町村長申立てで後見人に選任することについて、行政側としては不安を感じる面もある。そのため、推薦基準によってどのような人物が受講しているのかが明らかになれば、選任するときの安心感につながる。</p>
委員	<p>市民後見人養成研修の推薦基準については、意欲や元気はあるが「70歳以下」という要件を満たせず断念したという事例もあるため、年齢だけで線引きするのではなく、意欲を重視して柔軟に対応してもらえるとありがたい。</p>
委員	<p>「市町村が必要を感じていない」という状況には、大きく2つのパターンがあると考えられる。1つは、そもそも無関心であり、ほとんど取り組んでこなかった市町村である。もう1つは、権利擁護の必要性は強く認識しているものの、成年後見制度の必要性は感じていない市町村である。</p>
委員	<p>日常生活自立支援事業は福祉サービスの利用が前提でないと対象とならないのではないか。</p>
委員	<p>制度が創設された2000年当初から、内容の大幅な見直しがなされていないため、制度の対象とニーズとの乖離が生じている状況である。対象は基本的に認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等とされているが、この「等」にどこまで裁量を持たせられるかが課題である。また、「日常生活」という名称から、日常全般の支援をする制度だと誤解されることも多い。実際には、「福祉サービスを利用したい」あるいは「既に利用している」ことが支援の前提であり、制度適用の誤認も少なくない。</p>
委員	<p>複数の社協を見て感じるのは、日常生活自立支援事業・成年後見・市長申立てなどの制度について、「使える理由を探す人」と「使えない理由を探す人」に分かれるということである。制度を活用しようという方向に持っていけるかが重要である。</p>

委員	東濃 5 市のように法人後見が活発な地域では、市民後見の必要性は比較的低くなるのだろうと感じる。法人後見であっても市民後見であっても、権利擁護の体制がきちんと整っていることが重要であり、一方で、法人後見があまり行われていない地域では、市民後見人の養成が必要になると考える。地域の実情に応じたバランスの取れた体制整備が求められる。
委員	少し話が逸れるが、市町村長申立について、本人が入所している施設のある市町村と住民票がある市町村が異なる場合に、どの市町村が申立てを行うのか明確な規定がないという点は、現場でも問題になっている。今後、対応の仕方や基準が示されるとありがたい。
委員	原則としては、住民票のある元の市町村が主体となるべきだと思うが、実際は市町村同士での協議に委ねられており、判断が難しい。施設が多い市町村では、すべてのケースを引き受けると過剰な負担になるため、一定の基準が示されると助かる。
事務局	今後取組を進めていくにあたり、いくつかお聞きしたい。1 点目として、来年度から養成研修の参加者を市町村経由で募集するよう市町村にお願いする予定であるが、令和 2 年度に各務原市で養成研修を実施した際には、どこに対して案内を出されたのか、その募集方法を教えていただきたい。
委員	市の広報に掲載して募集した。
委員	もし誰でも手を挙げられる体制であれば、当然すべての住民に知らせる必要がある。一方で、ある程度の参加基準が決まっており、たとえば「このような条件を満たす人以上」とする場合には、その条件に合致する層に絞って情報が届く形の方がよい。
事務局	2 点目として、県では市民後見養成後のフォローアップを実施していく必要があると考えているが、現在、社協においてフォローアップに関して感じている課題や効果的な取組内容などがあれば、参考にさせていただきたい。
委員	市民後見人のフォローアップの必要性についてはたびたび議論にあがる。フォローアップ研修の実施を検討する場合には、既存の研修と統合する、または交互に実施するといった全体の調整や工夫が必要課題となる。
事務局	具体的に、フォローアップの内容としてはどのようなものを想定されているか。

委員	<p>当時の受講内容には含まれていなかった項目をフォローアップ研修で補完すべきであると考えている。また、各務原市でも養成研修終了から実際の活動までにかなり時間が空いたように、今後、他の市町村で市民後見人が誕生する際も、研修後すぐに活動を始める例は少ないと予想されるため、地域や権利擁護への関心を持ち続けるためのワークや交流の場が必要である。</p>
委員	<p>日常的なトラブルについてもフォローできる体制をつくれるかどうかの問題である。</p>
委員	<p>追加された項目などは当然フォローアップ研修で行っていただきたいが、それ以外は何でもよいのではないか。せっかく受講したのに、どこからも何の話もないという状態を避けることが一番重要である。例えば、毎年行っている講演に名簿登載者に来てもらったり、親族後見の集いに参加してもらったり、専門職の後見人に体験談や実例を聞く会や経験者に質問をする会を開催したりといったことが考えられる。逆に、県が一括でやるのは結構難しいのではないかと思う。</p>
委員	<p>各務原市では、令和2年度に行った養成研修はカリキュラムをすべて網羅したものではなかったため、不足していたところをフォローアップ研修で行った。また、実際に後見人として活動している方の体験談を聞くことはモチベーションの維持の点でも非常に参考になる。</p> <p>さらに、年月が経つとご本人の家族状況なども変わり、受講当時は後見人のできた環境であっても、時間の経過とともに難しくなる場合もあるため、そうした状況把握のためにもフォローアップ研修の重要性は高い。</p>
事務局	<p>オブザーバーとして参加いただいている家庭裁判所にもお聞きしたい。家庭裁判所では法人後見を行っている機関について把握しているのか。</p>
オブザーバー	<p>家庭裁判所家庭裁判所のシステムで検索すればわかるが、昨年システムが変更されたことにより詳細な検索がかえってできなくなった事情がある。どこまで要望に応えられるかは不確かだが、可能な限り協力はする。</p>
事務局	<p>社会福祉法人以外でも法人後見を行っているところがあるかもしれず、把握が困難な現状があるため、ご協力いただければ大変ありがたい。</p>
委員	<p>日常生活自立支援事業については、対象となりそうな人たちが県内では約8万人、さらに広げると15～16万人という規模であるが、実際に事業を使っているのは880人という現状である。これは日常生活自立支援事業そのものが権利擁護という意識をどれだけ持てるかが鍵であり、今後、我々の協議会の課題として、方向性を示していく必要があると考える。</p>
委員	<p>岐南町の中核機関の設置はどのような状況か。私は岐阜圏域の協議会で毎回説明していたところ、岐南町の担当者の方はかなり理解されたようで、準備して一生懸命頑張るということを言われていたが、上層部の理解が得られなかったとい</p>

	うことか。
事務局	高齢部局と障害部局ではそれぞれ相談体制を整備しているが、その連携がなかなか難しいという状況である。
委員	弁護士や司法書士は利益相反をしっかりと意識しているが、社会福祉士や福祉業界では自分がサービスを提供しながらも後見人になりたいという立候補があがってくることもあり、利益相反の意識が正直低いと感じる。社会福祉法人に法人後見をやるかどうかの調査を行うと、障害者施設であっても「やります」という声上がる可能性があるため、そのようなことは前提として間違っているということを踏まえて調査するなど、間違った呼び水にならないよう、配慮をお願いしたい。
委員	精神保健福祉協会でも法人後見を行うことも検討したが、利益相反などの課題を考慮した結果、サポート役に回ることとし、現在は法人後見チームの立ち上げはしていない。市民後見人が困る事例は精神障害者に関わるものが多いことも把握している。困っている人や対応方法のノウハウは協会の職員や病院職員は多く持っていると考えているため、市民後見人のフォローアップの相談窓口といった面で、精神保健福祉協会として協力できないか検討したい。
委員	協会では法人後見は行わないとのことだが、CSW（コミュニティ・ソーシャルワーカー）が後見人になることはあるのか。
委員	後見人受任は利益相反問題が多く難しい。協会としてバックアップ体制の構築はできておらず、研修受講者はいるが受任者がいないのが現状。
委員	身上監護と財産管理の役割があるが、特に財産管理の報告書の書き方については理解が不足しているように感じるので、そういった面では税理士会も協力させていただきたい。
事務局	（資料に基づき、地域共生社会の在り方検討会議中間とりまとめについて説明）
事務局	本日の意見を基に今後の取組を進めていく。 （閉会）